

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産及び無形固定資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします。

償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上しています。

また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法

② 満期保有目的以外の有価証券

ア市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ市場価格のないもの・・・取得原価

③ 出資金

出資金については、市場価格がないため、出資金額により評価しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(土地、立木竹、美術品・骨董品、歴史的建造物及び建設仮勘定を除く)及び無形固定資産(地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権を除く)は、残存価額を零として定額法により減価償却を行います。ただし、インフラ資産の工作物(道路の底地と一体である工作物のうち橋りょう、トンネル、駐輪場、電線共同溝を除く構造物及び付属物)については、取替法を適用します。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

短期貸付金、長期貸付金、未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上します。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により算定することとします。

③ 賞与等引当金

在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額のうち、前年度支給対象期間(対象期間開始日から3月31日まで)／全支給対象期間(6ヶ月)の割合を乗じた額を計上します。

(5) リース取引の処理方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き24段により、リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース及び重要性の乏しい所有権移転リース(リース期間が1年を超えないもので、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円を超えないもの)については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金とします。

(7) その他財務書類作成のための基本となる事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

- ① マンション地下駐車場シャッター破損事故に係る損害賠償請求 12百万円
- ② 区有施設における利用者の死亡に係る損害賠償請求 10百万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりとします。

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等＝一般会計とします。一般会計等は、公営事業会計のうち公営企業会計（介護サービス事業及び駐車場整備事業）を含みますが、普通会計は含みません。また、一般会計等は、全職員の退職手当引当金を計上していますが、普通会計は、公営事業会計に属する職場に勤務する職員分を含みません。

③ 財務書類の作成基準日及び出納整理期間

財務書類の作成基準日（以下「基準日」という。）は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、会計年度末から地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の数値をもって会計年度末の数値とします。（港区財務書類作成基準第3条）

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	△9.80%
連結実質赤字比率	△11.92%
実質公債費比率	△2.5%
将来負担比率	△200.5%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 38,949百万円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 136百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 道路敷地の評価額

ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額 279,734百万円

イ 貸借対照表に計上されている評価額 2,365,271百万円

本区では総務省方式改訂モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっており、アの金額とは差異が生じています。

② 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	92,017百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,560百万円
将来負担額	18,434百万円
充当可能基金額	164,398百万円
特定財源見込額	0円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	31,477百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産＋短期貸付金＋基金（流動資産計分）＋徴収不能引当金（短期貸付金に関連する引当金分）を計上しています。

② 余剰分

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	22,228百万円
支払利息支出	21百万円
投資活動収支	△22,157百万円
基礎的財政収支	92百万円

② 既存の決算情報との関連性（上記で示した「5（1）②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	147,423百万円	138,267百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	4,887百万円	△5,057百万円
資金収支計算書	142,536百万円	143,324百万円

歳入歳出決算書と資金収支計算書の収入の差は、繰越金4,973百万円、他会計との取引に伴う修正△87百万円によるものです。歳入歳出決算書と資金収支計算書の支出の差は、歳計剰余金処分による財政調整基金の積み立て△4,970百万円、他会計との取引に伴う修正△87百万円によるものです。歳入歳出決算書と資金収支計算書に会計の範囲の違いはありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	22,228百万円
投資活動収入の国都等補助金収入	2,808百万円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	2,805百万円
減価償却費	△10,140百万円
賞与等引当金繰入額	△945百万円
退職手当引当金繰入額	△939百万円
徴収不能引当金繰入額	△21百万円
資産除売却益（損）	△1百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>15,795百万円</u>

④ 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500百万円
一時借入金に係る利子額	0円